居宅介護支援事業所ウイケア 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人美湖会が開設する居宅介護支援事業所ウイケア(以下(「事業所」という。) が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他従事者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居 宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 4 市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公正、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を積むものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 居宅介護支援事業所ウイケア
 - (2) 所在地 石岡市行里川 12951-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に所属する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりと する。
 - (1)管理者 1人
 - イ) 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
 - 口) 同一事業所内における従業者との兼務を可とする。
 - (2)介護支援専門員 1人以上
 - イ)介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
 - 口) 1名を常勤とし、それ以外の職員は非常勤または兼務を可とする。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)営業日は、毎週月曜日から土曜日までとし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までの年末年始は特別休暇とする。但し、休日であっても母体施設の職員が変わ

- って相談業務を取り次ぐ。
- (2) 営業時間は、月曜日から金曜日を午前8時30分から午後5時30分までとし、 土曜日を午前8時30分から午後0時30分までとする。
- (3) 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

- 第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居 宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。
 - (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
 - (2) 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
 - (3)利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

- 第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (3)利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
 - (4)使用する課題分析方式は居宅計画ガイドラインとし、解決すべき課題に対応する ための居宅サービス計画の原案を作成する。なお、作成にあたっては、複数の指定居 宅サービス事業者等の紹介や、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求 めることが可能であることを説明し、利用者から署名を得ることとする。
 - (5) 居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとする。
 - (6) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明 し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び 担当者に交付する。
 - (7) モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。
 - (8) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 申請支援、居宅介護(予防)サービス計画作成費については、利用者その家族からの費用負担は行わない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、石岡市 小美玉市 かすみがうら市 笠間市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4)前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に 対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速や かに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、 損害賠償を速やかに行う。

(苦情・ハラスメント処理等)

第12条

- 1 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指 定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ 適切に対応するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の 国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものと する。
- 6 利用者からの要望または苦情に対応する常設の窓口を事業所に設け管理者が担当する。

(秘密保持)

第13条

- 1 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては ならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する。
- 3 事業所職員が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(従業者の研修)

- 第14条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため、次の各号に定める研修の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2)継続研修 年1回以上

(記録の整備)

- 第15条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める 記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 居宅サービス計画
 - (3) アセスメントの結果記録
 - (4) サービス担当者会議等の記録
 - (5) モニタリングの結果記録
 - (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (7) 苦情・ハラスメントの内容等に関する記録
 - (8) 事故・虐待の状況及び事故・虐待に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から 5年間保存するものとする。

(事業継続計画)

第16条 業務継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。